

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第21号）（消防局予防部指導課）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、消防法の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る標準とすべき手数料の額が改定されることに伴い、当該審査に係る手数料の額を改定することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第21号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(3)の項中「1,580,000」を「1,590,000」に、「1,940,000」を「1,950,000」に、「2,260,000」を「2,270,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(消防局予防部指導課)